

入会金及び会費納入規程

平成30(2018)年5月8日 制定

平成30(2018)年12月1日 理事会改定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本医学物理学会定款第7条に基づく会員の入会金及び会費納入による経費の負担に関する事項を定める。

(入会金)

第2条 本会の入会金は、次の通りとする。

- (1) 正会員 4,000 円
- 2 学生会員および賛助会員は、入会金を納めることを要しない。

(会費)

第3条 本会の会費は、次の通りとする。

- (1) 正会員 年額 10,000 円
- (2) 学生会員 年額 4,000 円
- (3) 賛助会員 年額 10,000 円
- 2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(入会金及び会費の用途)

第4条 入会金及び会費は、公益目的事業に4割以上使用するものとする。なお、法人会計に多額の黒字が恒常的に計上されることがないように留意しなければならない。

(補則)

第5条 この規程の改正は、理事会の決議により行われる。ただし、第2条及び第3条の入会金及び会費の金額を改正するときは、総会の決議を必要とする。